時事新報は一ヶ年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報

第二千八百二十九號
明治廿三年十一月五日 水曜日
舊暦庚寅九月廿三日(庚寅)
日出午前六時八分　日入午後五時四十一分
月出午後十一時三十八分　月入午後一時十分
滿潮午前十一時三十七分　午後十一時十分
(西暦一千八百九十年)

劇評募集の廣告

歌舞伎座の芝居も愈々開場のよしに付き時事新報は例に依り廣く藝評を世の好劇家に募り粹中の粹を得て之に挿繪を加へ紙上に掲載する筈なれば左の約束に從ひ續々投寄あらん事を乞ふ

一 評は一幕にても總幕にても幕數は評者の隨意に任す紙上に登載したるものには一幕に付き時事新報一箇月分を呈す

一 投稿の期は開場初日より一週間內とす

十月　時事新報社

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

教育に關する勅語

今度發せられたる敎育に關する勅語は去る一日の紙上に於て我輩が讀者諸君と共に拜誦する所なり我天皇陛下が我々臣民の敎育に叡慮を勞せらるゝの深き誰か感泣せざるものあらんや今後全國公私の學校生徒は時々これを奉讀し且これが師長たる者も意を加へて諄々誨諭怠らず生徒をして佩服せしむる所あるに於ては仁義孝悌忠君愛國の精神を煥發し聖意の在る所を貫徹せしむ可きは我輩の信じて疑はざる所なり蓋し明治四年政府が始めて文部省を置き敎育の制度を定めたるより以來今日に至るまで主義方針の變遷は一にして足らざれども其變遷は何れも當局者の意見に出でたるものに外ならず若し夫れ敎育に關する聖意の所在に至りては十年一日嘗て渝らせられざるは今更ら申すまでもなき所にして今回は唯特に之を勅語として發せられたるものなれば我輩に於ては世人と共に之に對して敢て一辭を贊することを能はずと雖も然れども竊に顧みて我國敎育の有樣が今日猶ほ幾分の叡慮を煩はし奉りて此勅語を見るの境遇に在るを思へば更に既往現在の當局者に向て遺憾の情なきことを能はざるなり抑も全國四千萬の臣民は悉く是れ帝室の赤子にして三千年來の恩澤に浴し祖先勤王の遺風を傳ふるものなれば一人として忠孝の情なきものある可らず况んや明治の初年以來政府は頗に敎育の事に鋭意して邑に不學の戶なく家に不學の人なからん事を期し孜々斯民を導きて怠らざりし事なれば二十年來敎育の效能、果して空しからざるに於ては今日の人民たるものは多少事理にも通じ其務を竭して大に叡慮を安んじ奉る所あるべき筈なるに實際に然らざるものありとせば我輩は先づ第一に敎育の當局者に向て其反省を斷らざるを得ず二十年の歳月は決して短しと云ふ可らず若しも當局者にして最初より聖意の在る所を體し其方針を一にして進みたりしならば時に制度の小變更あるも精神は終始貫徹して其結果頗る觀る可きものありしならんに當局者に更迭の頻々なりしが爲めとは云へ年來敎育の方針は常に一定すること能はずして五年にして變じ三年にして改まり甚だしきは一年にして其精神を異にしたる事さへありて人民は適從する所を知らずして方向に迷ふの情なきを得ず然るのみならず彼の德育の事などに至りても最初は西洋流の倫理學を採用し中頃は儒敎主義と爲り更に改まりて倫理論に復し又近來は立國の大義云々を唱ふるなど其底止する所を知らざるに豹變極りなくして其底止する所を知らざるにぞ此邊の事なども自然に九重の聽に達し軫念淺からずして扨は今回の勅語を拜するに至りし者ならん歟左れば此勅語に就て文部大臣の訓示に[illegible]躬、重任を荷ひ日夕省思して嚮ふ所を愆らん事を恐る今勅諭を奉承して感奮措く能はず云々とあるは即ち既往の事を顧み自から反省したるの情を見る可くして今の當局者の苦心も亦此邊に在るを察するに足る可し我輩は勅語を拜讀して一般人民と共に敎育に關する叡慮の淺からざるに感激すると同時に當局者が反省の情に切にして今後よく聖意の在る所を貫徹せしむるに懈らざらん事を祈る者なり

官報

朕陸軍定員令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治廿三年十一月一日

陸軍大臣伯爵大山巖

勅令第二百六十七號

陸軍定員令

第一條 本令ハ治平ノ日ニ於ケル現役軍人及馬匹ノ數竝在職文官ノ人員ヲ規定スルモノトス

陸軍省及千住製絨所ノ職員休職停職ノ軍人一年志願兵及六週間現役兵ハ本令定員ノ外トス

第二條 常備軍隊ハ左ノ如シ

其一 歩兵
近衛歩兵 四聯隊
師團歩兵 二十四聯隊

其二 騎兵
近衛騎兵 一大隊
師團騎兵 六大隊

其三 砲兵
甲 野戰砲兵
近衛砲兵 一聯隊
師團砲兵 六聯隊
乙 要塞砲兵 四聯隊

其四 工兵
近衛工兵 一大隊
師團工兵 六大隊

其五 輜重兵
近衛輜重兵 一大隊
師團輜重兵 六大隊

其六 軍樂隊
近衛軍樂隊 一隊
師團軍樂隊 一隊

其七 島嶼警備隊
對馬警備隊 一隊

歩兵一聯隊ハ本部竝三大隊ヲ以テ編成シ其一大隊ハ本部竝四中隊トス(附表第一號甲)
但近衛歩兵聯隊ハ二大隊トス(附表第一號乙)
騎兵一大隊ハ本部竝三中隊ヲ以テ編成ス(附表第二號)
野戰砲兵一聯隊ハ本部竝野砲兵二大隊及山砲兵一大隊ヲ以テ編成シ其一大隊ハ本部竝二中隊トス(附表第三號甲)
但近衛砲兵聯隊ハ野砲兵二大隊トス(附表第三號乙)
要塞砲兵一聯隊ハ本部竝三大隊ヲ以テ編成シ其一大隊ハ本部竝四中隊トス(附表第三號丙)
但各地要塞ノ砲數ニ應シ大隊數或ハ中隊數ヲ増減スルコトアルヘシ
工兵一大隊ハ本部竝三中隊ヲ以テ編成ス(附表第四號甲)
但近衛工兵大隊ハ二中隊トス(附表第四號乙)
輜重兵一大隊ハ本部竝二中隊ヲ以テ編成シ之ニ輜重廠ヲ屬ス(附表第五號甲乙丙)
軍樂隊ノ編成附表第六號ノ如シ
對馬警備隊ハ司令部竝歩兵砲兵各一隊ヲ以テ編成ス(附表第七號)

第三條 屯田兵ハ左ノ如シ

其一 歩兵 四大隊
其二 騎兵 一隊
其三 砲兵 一隊
其四 工兵 一隊

歩兵一大隊ハ本部竝二中隊乃至六中隊(現役及豫備役)ヲ以テ編成シ騎兵砲兵及工兵隊ハ現役及豫備役ヲ以テ編成ス但豫備役歩兵中隊士官ハ現役トス(附表第八號甲乙丙丁)

第四條 憲兵隊ハ六隊トス其一隊ハ本部及數箇ノ分隊ヲ以テ編成ス(附表第九號)

第五條 諸學校生徒隊及敎導隊ハ左ノ如シ

士官學校生徒隊(附表第十四號丙)
幼年學校生徒隊(附表第十四號丁)
要塞砲兵幹部練習所生徒隊(附表第十四號辛)
敎導團生徒隊(附表第十四號子)
砲兵工科學舍生徒隊(附表第十四號丑)
軍樂學舍生徒隊(附表第十四號辰)
戶山學校敎導大隊(附表第十四號戊)
砲兵射的學校敎導中隊(附表第十四號庚)

第六條 軍務ヲ分掌スル部局ハ左ノ如シ

其一 中央部
參謀本部(附表第十號甲)
監軍部(附表第十號乙)

其二 地方部
近衛及師團司令部(附表第十一號甲乙)
近衛ハ東京師團ハ各師管ニ置ク
旅團司令部(附表第十一號丙)
近衛ハ東京其他ハ各旅管ニ置ク
大隊區司令部(附表第十一號丁)
各大隊區ニ置ク
警備隊區司令部(附表第十一號戊)
各警備隊區ニ置ク
屯田兵司令部(附表第十一號己)
北海道ニ置ク
憲兵司令部(附表第十一號庚)
東京ニ置ク
近衛及師團竝屯田兵監督部(附表第十一號辛壬癸)
各司令部所在地ニ置ク
砲兵方面(附表第十一號子)
本署ハ東京大坂及下ノ關ニ置キ支署ハ師團司令部及要塞司令部所在地ニ置キ武庫ハ旅團司令部所在地ニ置ク其他ノ衛戍地ニモ支署又ハ武庫ヲ置クコトアルヘシ
工兵方面(附表第十一號丑)
本署ハ東京大坂及下ノ關ニ置キ支署ハ要塞司令部及重要ナル砲臺所在地ニ置ク

其三 特務部
東宮武官(附表第十二號甲)
外國留學將校同相當官(附表第十二號乙)
砲兵會議(附表第十二號丙)
工兵會議(附表第十二號丁)
衛生會議(附表第十二號戊)
將校生徒試驗委員(附表第十二號己)
陸地測量部(附表第十二號庚)
砲兵工廠(附表第十二號辛)

其四 衛戍部
病院(附表第十三號甲)
監獄(附表第十三號乙)

其五 諸學校
陸軍大學校(附表第十四號甲)
砲工學校(附表第十四號乙)
士官學校(附表第十四號丙)
幼年學校(附表第十四號丁)
戶山學校(附表第十四號戊)
乘馬學校(附表第十四號己)
砲兵射的學校(附表第十四號庚)
要塞砲兵幹部練習所(附表第十四號辛)
經理學校(附表第十四號壬)
軍醫學校(附表第十四號癸)
敎導團(附表第十四號子)
砲兵工科學舍(附表第十四號丑)
蹄鐵學舍(附表第十四號寅)
被服工長學舍(附表第十四號卯)
軍樂學舍(附表第十四號辰)

其六 附屬部
陸軍省分局ノ管理ニ屬スルモノ
軍馬育成所(附表第十五號甲)
東京、三本木、鍛冶谷澤、青野、福元ニ置ク
重症病馬治療所(附表第十五號乙)
中央司計部(附表第十五號丙)
被服廠(附表第十五號丁)
各地監督部ニ屬スルモノ 但北海道ヲ除ク
司計部(附表第十五號戊)
經營部(附表第十五號己)

第七條 本令附表中將校同相當官用乘馬ノ數ハ陸軍乘馬調[illegible]條例ノ規定ニ依ル但一職ニシテ數官等ニ通スルモノ其人員一人ナルトキハ最上級ノ官等相當ノ馬數ヲ定員トシ又數
シ尚端數アレハ下級ヨリ逐次ニ一
人員ニ應スル馬數ヲ定員トス

附則

第八條 本令附表各隊編制表中ニ揭
テ當分其定員ヲ超過スルコトヲ得

第九條 左ニ揭クルモノハ當分ノ內
ヲ廢止ス

一 蹄鐵工 各滿期ノ日
二 野戰電信隊 明治二十三
三 屯田兵各部各隊 明治二十四年
四 臨時[illegible]建築部 同上
五 調馬卒 同上
六 近衛砲兵聯隊編制替ノ爲メニ 明治二十四
七 近衛、師團工兵隊編制替ノ爲メ 明治二十四
八 近衛工兵中隊 明治二十四
九 調馬主管 (第四、第六師團 第二、第三) 明治二十五
十 海外留學生ノ內現今派遣ノ生徒

第十條 前條ノ外本令ニ揭クル各隊
本令施行ノ日ヨリ廢止ス

朕陸軍經理學校條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ

御名　御璽

明治二十三年十一月一日

勅令第二百六十五號

陸軍經理學校條例

第一條 陸軍經理學校ハ陸軍監督及
第二條 本校ノ敎育ヲ分テ監督敎育
第三條 本校ハ之ヲ東京ニ置キ陸軍
第四條 本校ニ左ノ職員ヲ置ク

校長 一等監督
幹事 監督 監督補
敎官 二三等監督 監督補 一二等軍吏 敎授

敎官ハ定員外他ニ本職

第五條 校長ハ陸軍省會計局長ニ隷
及學生敎育ノ責ニ任ス
第六條 幹事ハ庶務ヲ擔任ス其下ニ
第七條 敎官ノ內監督ハ敎授ハ兩敎
敎育科ノ敎授ヲ擔任ス但翻譯ニ從

監督敎育科

第八條 監督敎育科ハ各兵科中尉ノ
留ニ必要ナル學術ヲ敎授ス
一二等軍吏ニシテ學術未熟ナル者ニ超
スコトヲ得
第九條 監督學生ノ修學期ハ二箇年
第十條 監督學生ノ入學時期竝召集
第十一條 監督學生ノ人員及入學試
陸軍大臣之ヲ定ム
第十二條 監督學生ハ校外ニ居住シ
修學上所要ノ諸器具及書籍消耗品
第十三條 監督學生ノ名籍ハ原所管
屬ス故ニ自己ノ願屆等ハ總テ本校
ス可キ諸件ハ必ス本校長ヲ經由ス
第十四條 監督學生修學中卒業ノ月
官ニ復歸セシム
第十五條 監督學生ハ每學年ノ末ニ
及第スル者ニハ監督適任證書ヲ附
列序ニ從ヒ陸軍監督補ニ任ス
中尉ニシテ右適任證書ヲ有スル者
第十六條 監督補學生修學中
於テ實務ヲ見學スルコトヲ許ス但
者アルトキハ詮議ノ上尚ホ若干月
試驗ヲ施行スルコトアル可シ

軍吏敎育科

第十七條 軍吏敎育科ハ一等書記ノ
ヲ募リ軍吏學生ト爲シ陸軍軍吏ニ
第十八條 營內居住ノ曹長ニ在リテ
第十九條 軍吏學生ノ修學期ハ八十箇
第二十條 第十條乃至第十四條及第
第二十一條 軍吏學生ハ學期末ニ於
吏適任證書ヲ附與シ原所管ニ復歸
免シ更ニ陸軍三等軍吏ニ任ス
曹長ニシテ右適任證書ヲ有スル者
ハ隊附軍吏ノ許ニ於テ實務ヲ見學

○宮內省達第二十一號

錦鷄間祗候ハ勅任官ノ待遇ヲ爲ス

明治廿三年十一月四日

事勅

○敍任辭令

任判事
同(敍奏任官三等賜中級俸)
同(敍奏任官四等賜上級俸)
同(同奏任官四等賜中級俸)
同(敍奏任官四等賜下級俸)
同(敍奏任官四等賜下級俸)
同(敍奏任官四等賜下級俸)